

横浜市歴史博物館等
指定管理者選定評価委員会
審査報告書

令和 7 年 8 月

目 次

1 経緯	2
2 選定評価委員会委員	2
3 選定の経過	2
4 非公募選定について	2
5 審査にあたっての考え方	2
6 欠格事項への該当の有無について	3
7 選定結果	3
8 審査講評	3

(資料) 審査得点表

1 経緯

横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び、横浜開港資料館の指定管理者の選定にあたり、横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、候補者から提出された応募書類に基づくヒアリング及び審査を行ってまいりました。

この度、審査が終了し、指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）を選定しましたので、次のとおり審査結果を報告します。

2 選定評価委員会委員

委員長	吉田 鋼市	(横浜国立大学名誉教授)
委 員	相澤 正彦	(成城大学文芸学部名誉教授)
	薄井 和男	(元神奈川県立歴史博物館館長)
	梅田 比奈子	(玉川大学大学院教授)
	澤野 由紀子	(聖心女子大学現代教養学部教授)
	末崎 真澄	(前馬の博物館副館長)
	松本 郁代	(横浜市立大学教授)
	田中 操	(田中操税理士事務所)
	桧森 隆一	(嘉悦大学付属地域産業文化研究所客員教授)

3 選定の経過

第1回指定管理者選定評価委員会	令和7年4月8日
応募要項等配付	令和7年5月9日
応募書類の受付	令和7年6月13日
第2回指定管理者選定評価委員会	令和7年7月25日
第3回指定管理者選定評価委員会	令和7年8月27日

4 非公募選定について

第2期指定管理期間の指定管理者選定に引き続き、非公募で選定しました。

※平成22年3月26日開催の第32回都市経営執行会議に所管課が付議し承認

『横浜市指定管理者制度 運用ガイドライン【第17版】』第4章（抜粋）

指定管理者の選定にあたっては、次の理由により「原則公募」とする。

（中略）

ただし、次のような場合には、公募とすることのデメリットがメリットを上回ることも考えられるため、その場合には、各施設設置条例の規定する範囲内で、「非公募」による選定とすることも可能とする。

（中略）

なお、新たに非公募とする場合には、政策経営局共創推進課と協議し、原則として経営会議に付議した上で、選定委員会に諮ることとする。

（中略）

ウ 極めて高度の専門性を要すること、又は利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合

5 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、指定管理者応募要項（以下、「応募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

評価基準については、55の評価項目に対して5段階評価とし（最高点は275点）、各委員により評価を行いました。その際、最低基準を設けることとし、全委員の評価の合計点が最高点（2,475点）に対し6割（1,485点）に満たない場合は審査を通過できないものとし、審査については、

事前に選定委員会によるヒアリングを開催し、応募団体への質疑を行いました。

6 欠格事項への該当の有無について

応募団体について、応募要項に定める欠格事項への該当の有無について、いずれの項目にも該当しないことを確認しました。

応募要項（抜粋）

7 選定に関する事項

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は他の地方公共団体から2年内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

7 選定結果

(1) 選定結果

選定評価委員会において、ヒアリング及び審査を行った結果、**公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団**を指定候補者として選定することに決定しました。

(2) 審査得点表

別表のとおり

8 審査講評

本提案の内容については、横浜市文化財施策の基本方針等を概ね正しく理解し、各分野において適切な方針と一定の具体的な取組を提示されており、期待できる内容になっています。特に、大きな方針として、これまでの「5館連携」から「5館一体」が掲げられました。この方針は、これまでの成果を生かし又反省し、さらに再構築するための方針であり、執行体制を強める意図を明確に示したことについて、高く評価します。また、単なる広報費等の削減だけにとどまらず、どのような成果があるのか、新たな総務部の機能が活かされるのか、それぞれが特徴のある博物館でその特色が失われないか等、総合的な判断が必要だと考えます。

委員会として、以下の具体的な点について総合的な評価と提案を行います。

まず、展示事業に関しては、単なる見直しではなく、市民にとって魅力ある博物館であり続けるための空間演出や五感に訴える展示手法等の工夫が必要です。また、AI やデジタル技術の進展に伴い、デジタルアーカイブの整備は不可欠である一方、現物展示の意義を再認識してもらえるよう、展示や啓発活動に生かして欲しいと思います。

次に収蔵資料の保存・活用に関しては、施設の老朽化や災害リスクへの対応が急務です。特に関内地区の施設においては、地震・津波などの災害時における文化財の保護体制の強化が必要です。展示事業及び収蔵資料の保存・活用等のハード面に関しては、横浜市へ提案するだけではなく、指定管理者として実行できるところは行い、そしてスケジュールを含めた計画を早急に策定し横浜市と協議に入る必要があり、長期的かつ効率的な改善を進めることを期待します。

更に運営体制に関しては、事務職員の統合による効率化が図られておりますが、昨今の人材不足への懸念もあり、柔軟な人員配置を求めます。学芸職員の育成においては、外部との交流や研究支援の充実が重要であり、大学院等学術機関との連携や国際的な人材交流など、より広い視野での育成体制の構築が望まれます。

収支面では、クラウドファンディングや寄附金の獲得など、外部資金の活用に積極的に取り組んでいる姿勢を評価します。今後は、利用料金収入、そしてミュージアムショップの事業収入の収益の増加が、指定管理者の事業運営を左右する収益であると考えるため積極的に取り組むようお願いします。

市民協働や教育連携については、地域イベントでの意見収集をし、横浜の歴史文化に関心のない人を含めた市民の声を聞くことによる博物館の利用につながる様々なニーズ把握とそれに基づくサービスの改善が望されます。教員との教材開発は引き続き取り組んでください。

総括として、選定評価委員会は、今後の具体的な数値目標やK P I の設定、P D C A サイクルによる進捗管理の徹底など、継続的な改善の仕組みにより、本提案が形骸化せず、前進がみられることを望みます。特に、有料入場者数による評価を重視することは、現状維持にとどまらず、新規性や将来像を明確にし、施設の魅力向上や観光への寄与、市民への浸透や貢献度を高めることができます。第4期指定管理を通じこれらの取組を進めることで、5館それぞれの特色を活かしながら、横浜の歴史文化を次世代へと継承するための取り組みが、より一層充実していくことを強く期待します。

(別表)審査得点表

区分	選定評価委員									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
I 基本方針と目標の設定について	1 文化財施策の基本的な方針 (5点満点×2項目=10)	10	8	8	7	10	10	10	10	
	2 文化財施策の基本方針と当面の重点課題に対する目標設定 (5点満点×2項目=10)	8	8	7	7	8	9	8	8	
	3 文化財施設の政策的位置づけ及び課題に対する取組 (5点満点×2項目=10)	8	8	7	7	10	8	8	7	
II 重点方針について	1 施設の連携に関する方針と計画 (5点満点×3項目=15)	15	11	12	12	12	11	12	13	
	2 自主財源比率の向上に関する方針と計画 (5点満点×3項目=15)	9	9	10	12	15	11	9	12	
	3 市民の学習支援に関する方針と計画 (5点満点×3項目=15)	14	11	10	12	12	12	10	13	
	4 学校教育との連携に関する方針と計画 (5点満点×3項目=15)	14	10	12	11	13	10	11	12	
	5 市民協働の推進に関する方針と計画 (5点満点×3項目=15)	15	12	12	13	13	12	12	11	
III 施設運営に関する取組について	1 組織運営・職員配置の方針と計画 (5点満点×3項目=15)	11	9	10	9	12	9	9	11	
	2 必要人材の配置と職能 (5点満点×2項目=10)	6	8	8	6	8	9	7	10	
	3 職員の人材育成・専門性向上の方針と取組 (5点満点×2項目=10)	6	7	6	6	8	6	7	7	
	4 休館日等の設定に関する考え方 (5点満点×2項目=10)	8	8	7	8	10	9	8	8	
IV 事業に関する取組について	1 文化財施設の運営の方針と取組 (5点満点×3項目=15)	8	11	10	9	14	12	9	11	
	2 普及啓発等事業の方針と計画 (5点満点×4項目=20)	19	15	15	14	20	16	14	17	
	3 調査研究業務の方針と計画 (5点満点×3項目=15)	15	12	9	11	15	13	11	14	
V 施設管理に関する取組について	1 建物および設備の維持保全並びに管理に関する方針と計画 (5点満点×2項目=10)	6	7	6	8	8	8	8	8	
	2 施設の管理全般に関する方針と計画 (5点満点×1項目=5)	3	4	4	3	5	3	4	5	
	3 資料の保存に関する方針と計画 (5点満点×1項目=5)	5	4	5	4	5	5	2	5	
	4 緊急時の体制と対応計画 (5点満点×2項目=10)	8	8	6	7	7	6	8	6	
VI 収支予算の方針と計画について	1 利用料金等の収入増への取組 (5点満点×3項目=15)	12	10	9	9	15	12	12	9	
	2 指定管理料の収支計画や考え方 (5点満点×3項目=15)	12	12	9	9	12	12	8	13	
VII その他	1 市の重要施策を踏まえた施設運営への考え方 (5点満点×3項目=15)	12	12	9	11	15	9	12	11	
合計(275点満点) <55項目>		224	204	191	195	247	212	199	227	200
総計(2,475点満点)		1899								
得点率 <最低基準60%未満>		76.7%								